様式第９号（第10条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日    　　　　　　　　　　　　様    実施機関　　　　　　　　　　印    個人情報一部開示決定通知書    　　　　　年　　月　　日付けで請求のありました個人情報の開示について、次のとおりその一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。 | | | | | | |
| 開示請求に係る個人情報の内容 | |  | | | | |
| 開示を実施する日時 | | 年　　月　　日 | 午前  午後 | 時　　分 | | |
| 開示を実施する場所 | |  | | | | |
| 開示の実施に要する費用に相当する額 | |  | | | | |
| 開示の実施方法 | | さきに提出されました「個人情報開示請求書」により申し出のあった実施方法により開示いたします。  　なお、開示の実施方法を変更したい場合は、あらかじめ担当まで申し出てください。 | | | | |
| 開示をしない部分 | |  | | | | |
| 上記部分を開示しない理由 | |  | | | | |
| 担当係 | | 係　電話番号　　　（　　） | | | 請求番号 |  |
| 備考 | |  | | | | |
| 付記 | この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から３月以内であっても、決定の日から１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。  　また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。なお、決定を知った日から６月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。 | | | | | |
| 備考 | １　「開示の実施に要する費用の額」とは、文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の複製物若しくは電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。  ２　開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へご連絡ください。  ３　開示を受ける際には、この通知書とともに、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。 | | | | | |